

平成 29 年度 第 1 回 三浦市都市計画審議会議事録

- 1 日 時 平成 29 年 5 月 19 日（金） 10 時 00 分～11 時 30 分
- 2 場 所 三浦消防署 会議室
- 3 報告事項
 - (1) 報告事項 1 三浦都市計画地区計画（引橋地区地区計画）について
 - (2) 報告事項 2 三浦市都市計画マスタープランの見直しについて
- 4 出席者
 - (1) 委 員 柳沢委員、星野委員、大沢委員、中島委員、小林委員、藤田委員、出口（眞）委員、草間委員、高橋委員（関矢委員の代理）、佐々木委員（田中委員の代理）、鈴木（寧）委員 [11 名出席]
 - (2) 事務局 星野都市環境部長、大滝都市計画課長、土屋都市政策担当課長、鷺阪特定事業推進担当課長、中村 G L、深瀬主査、羽白主査、芹澤主任、宮本主任
 - (3) 傍聴人 0 名
- 5 議案等関係資料
 - (1) 報告事項 1 「三浦都市計画地区計画（引橋地区地区計画）について」関係資料
 - (2) 報告事項 2 「三浦市都市計画マスタープランの見直しについて」関係資料
- 6 議 事
 - ・ 定刻に至り、司会（星野部長）より、本日の資料に係る説明後、開会を宣言しました。
 - ・ 出席者が半数（13 名中 11 名出席）に達し、本審議会条例の規定により、本審議会が成立していることを報告しました。
 - ・ 傍聴について、傍聴の申出がなかったことを報告しました。
 - ・ 本審議会条例の規定により、柳沢会長が議長となりました。

- ・ 柳沢会長より、議事録の署名委員として、藤田委員と鈴木（寧）委員を指名しました。

－報告事項－

報告事項 1 三浦都市計画地区計画（引橋地区地区計画）について

- ・ 資料に基づき、事務局より次の説明を行いました。

【事務局】

それでは、報告事項 1 「三浦都市計画地区計画（引橋地区地区計画）素案について」報告します。資料は、資料 1 総括図の切り図、資料 2 計画図、資料 3 計画書、資料 4 理由書をお配りしていますが、資料 3 計画書及び資料 4 理由書に修正がありましたので、まずその説明からさせていただきます。スクリーンをご覧ください。

資料 3 計画書の 1 ページ、地区計画の目標の 3 行目。スクリーンの赤色下線部分「現在低未利用地」とありますが、「現在」の後に「読点」を挿入し、低未利用地の「低い」の後に、「中黒」を挿入しました。また資料 4 理由書の 2 行目。こちら先ほどと同様、赤色下線部分「現在低未利用地」とあるところを、「現在」の後に「読点」を挿入し、低未利用地の「低い」の後に、「中黒」を挿入しました。修正については以上です。

それでは始めに、引橋地区地区計画の区域の位置関係について説明します。こちらが京急久里浜線三崎口駅、こちらが国道 134 号と県道 26 号横須賀三崎、この結節点である引橋交差点及びその西側に広がる近郊緑地特別保全地区である小網代の森でございます。

本地区は、こちらの場所に位置しています。本地区を含む引橋地区周辺は、第 4 次三浦市総合計画及び三浦市都市計画マスタープランにおいて、市の中心核として位置づけられております。

本地区は、市民交流拠点や災害対策の活動拠点としての整備を推進するため、県立三崎高等学校跡地を、本市が平成 19 年 3 月に神奈川県から取得したことから、本地区の利活用方針を定め、土地利用の転換による都市機能の増進及び市の中心部として相応しい土地の高度利用を誘導するため、再開発等促進区を定める地区計画を決定するものでございます。

次に、地区計画の内容について説明します。資料 3 計画書 1 ページです。名称は引橋地区地区計画、位置は三浦市初声町下宮田字長作 5 番 2 ほか、面積は約 5.4ha、地区計画の目標は、商業・サービス施設や公共的機能からなる市民交流拠点及び平常時の消防・救急業務に加え、大規模災害発生時における応急活動の中核となる活動拠点の整備を目標としております。

次に資料3計画書2ページ、区域の整備・開発及び保全に関する方針における土地利用に関する方針でございます。本地区をA地区、B地区、C地区の3つに区分し、さらにB地区をB-1地区、B-2地区に区分し、それぞれの方針を記載しております。

各地区の方針については、資料2計画図を使って説明します。図の方位は変わりがちで、向かって右が北となります。赤色の枠が地区計画を定める区域です。黄色で着色しているA地区は、地域や年代を越えた人々の活動・交流の促進や市の活性化に繋がる機能として、公共的機能や商業・サービス機能を導入し、土地の高度利用を図る地区としています。緑色で着色しているB-1地区は、市民交流拠点や近接する小網代の森への来訪者の利便性向上に繋がる機能を備えた土地利用を図る地区としています。赤色で着色しているB-2地区は、市民の文化・レクリエーション活動の場や公共的機能を導入し、土地の高度利用を図るとともに、来訪者の利便性向上に繋がる機能も兼ね備えた土地利用を図る地区としています。青色で着色しているC地区は、平常時の消防・救急業務のほか、災害対策の活動拠点として活用を図る地区としています。

次に、区域の整備・開発及び保全に関する方針における公共施設等の整備の方針でございます。道路等については、本地区周辺及び地区内の交通を円滑かつ安全に処理することなどを目的に、適切な配置及び規模で整備する方針です。みどりに関しては、周辺環境と調和した緑豊かな空間を創出するため、周辺住宅に接する部分に緑地を配置するとともに、地区内に整備する道路を保護する法面の緑化や既存自然緑地の一部を維持する方針です。そのほか、市民のレクリエーション活動の場の形成や来訪者の利便性の向上を図るため、広場や駐車場等のオープンスペースを適切に配置する方針としております。

次に、区域の整備・開発及び保全に関する方針における建築物等の整備の方針でございます。周辺住環境に配慮しつつ、市民交流拠点及び災害対策の活動拠点に相応しい市街地環境の整備を推進するため、A地区、B-1地区及びC地区に建築物等の用途の制限などの必要な基準を設定します。

なお、B-2地区は、A地区及びB-1地区の土地利用転換後の状況を踏まえて、土地利用が確定した段階で建築物等の用途の制限などの必要な基準を設定することとしています。

資料3の3ページ、再開発等促進区について説明します。今回本地区計画の区域のうち、土地利用が確定した区域について、併せて土地利用の転換に当たって基本となる道路を定めることにより、土地の高度利用と都市機能の増進を図るため、A地区、B-1地区、C地区を再開発等促進区の区域と定めることとしており、面積は約2.1ha、土地利用に関する基本方針や道路を定めています。

資料2計画図により説明します。青色の枠が再開発等促進区の区域でございます。土地利用に関する基本方針では、A地区は、地域や年代を越えた人々の

活動・交流の促進や市の活性化に繋がる施設として市民交流センターと商業施設等を一体的に配置し、B-1地区に小網代の森などへの来訪者が利用できる駐車スペースと、土地利用の転換に当たって基本となる幅員12m、延長約130mの道路を定めています。

また、C地区に消防署庁舎と附属施設を配置することを定めています。

続いて資料3計画書素案4ページ、地区整備計画について説明します。地区整備計画を定める区域は、地区の特性に相応しい良好な都市環境の維持形成を図るため定めることとし、土地利用が確定している再開発等促進区とあわせております。地区施設の配置及び規模は、幅員7m、延長約30mの道路及び面積約880㎡の緑地を定めています。

資料2計画図により説明します。緑色の枠が、地区整備計画を定める区域でございます。地区施設の道路は、計画図に黄色で示した道路を定めます。これは先ほど説明したB-1地区内に定める幅員12mの道路とA地区を繋ぐ道路となります。また、緑地は、A地区内で、主に周辺住宅に接する部分に緑地を定めることとしています。

建築物等に関する事項については、A地区、B-1地区、C地区に、建築物等の用途の制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を定めています。

建築物等の用途の制限については、記載のとおり、A地区は、現況用途地域である第一種住居地域で制限しているもののほか、住宅や共同住宅などや、神社、寺院、教会など、学校、病院、自動車教習所、畜舎について制限し、B-1地区は、A地区で制限しているものから、更に、老人ホームなどの施設、公衆浴場、診療所、老人福祉センターなどの施設、工場、ボーリング場などの運動施設、ホテル又は旅館について制限し、C地区は、消防署とそれに附属するもの以外は建築してはならないとしています。

また、あわせて建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限と垣又はさくの構造の制限について規定しています。

引橋地区地区計画の内容についての説明は以上です。

今後の都市計画に関するスケジュールですが、本日、計画書の素案を報告させていただきました。来月には、都市計画法第16条第2項に基づく三浦市地区計画等の案の作成手続きに関する条例による素案の縦覧を行い、夏頃の都市計画審議会にて縦覧の結果を報告し、都市計画法第19条第3項に基づく県との協議を経て、都市計画法第17条第1項に基づく案の縦覧を行い、秋頃の都市計画審議会での諮問を予定しております。その後、平成29年第4回定例会へ三浦市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の改正案を提出し、条例施行と同時に地区計画の告示を行う予定です。

最後に、前回審議会でもいただいたご意見について、市の考えをお示しします。

最初に、道路や周辺の地盤・造成後の地盤の高さを入れ、法面のイメージができるような図面が必要とのご意見と、想定でよいので建物、道路などが入った全体像がイメージできる図面が必要というご意見をいただきましたので、参考イメージ図を作成しました。

本地区は、かなり高低差のある地形でございます。まずは、現況の高低差について説明します。C地区の引橋交差点を基準点として、A地区及びC地区のあるこの面はほぼ高低差はございませんが、B-1地区を含むこの面は約-10m、その右隣のB-2地区の中央部のこの面は約-17m、その右隣のB-2地区の右側のこの面は約-20mとなっております。また、スクリーンうへの住宅地はこのあたりが約-10m、このあたりが約-18mとなっております。スクリーン右下、国道134号のこのあたりが約-7mとなっております。

こうした地形を踏まえて造成のイメージについてご説明いたしますと、B-1地区を含むこの面について、A地区及びC地区のあるこの面との地盤の高さを同じとし、また、この面とこの面については、住宅地との高低差等を考慮しながら住民との調整を図り決定していきたいと考えています。

また、全体像については、地区内の主要な公共施設や地区施設の配置はご覧のとおりで、建物については例としてこのような配置イメージで作成しました。

続きまして地区計画の区域と国道134号との界線についてのご意見をいただきました。この件につきましては、神奈川県都市計画課とも調整した結果、地区計画の区域は現況道路界及び都市計画道路界とはせず、道路改良後の位置を現地杭界としました。地区計画区域界については、資料2計画図にも記載しています。

続きまして、バス停(三崎口側)が移設され市民交流施設から遠くなった、ルートを工夫し連絡性をつける必要がある、とのご意見をいただきました。この件につきましては、小網代の森来訪者の利便や引橋交差点の交通量の関係から移設しましたが、A地区の市民交流施設への動線については、整備等について検討する考えです。

続きまして、B-2地区の道路に関するご意見として、西側住宅地が直接道路に面する形となっており緩衝的なものが無い点について、また、図の右上に位置する市道1974号と接続について、さらに、道路の線形が悪い点について、ご意見をいただきました。

B-2地区の道路につきましては、交通安全上のほか、これまで西側住宅地の住民へ聴き取りした結果、住宅から地区内道路へ直接出ることを望まれる意見があったことや、住宅地への日影配慮として、住宅地と地区内の建物との距離をとる必要性をふまえ、この道路の線形をお示ししたものです。今後、住宅地との緩衝緑地や地区に近接する市道への接続、道路の線形などを勘案し、住民協議を重ね、検討のうえ決定いたします。

続きまして、地区に接する土地を買収し、地区内道路を国道 134 号に接続させてはどうか、というご意見をいただきました。

この件につきましては、高低差があることから難しいと考えております。

最後に、地区計画区域全体をデザインの的に管理する人を依頼してはどうかのご意見をいただきました。

この件につきましては、B-2 地区の事業を計画する際に検討いたします。

報告事項 1 「三浦都市計画地区計画（引橋地区地区計画）について」の報告は以上です。

【議長】

いよいよ具体的な形が出てきましたので、ご意見がございましたらお願いいたします。

【星野委員】

一番最後のほうに紹介された意見は私の意見ですね。B-2 地区から三浦海岸の方へ抜ける道をなんとか確保できないかという私の要望に対しては、高低差があるから難しいという当局のご判断が示されました。当局は、等高線が混みいつている、その斜面の中で処理しなくてはならないとお考えですか。その斜面の中で処理しなくてはならないのであれば、相当な急勾配で無理ですよ。私は前回議事録の中でも言っていますが、勾配は 134 号から斜面地、さらにピンクで塗られた B-2 地区、その範囲で処理すればいいのであって、勾配が急で採用が難しいというのは筋が通らないと思います。事の是非には、別の問題があると思います。民地であるところをこれから取得しなければいけない。それは大変なことで、用地取得が出来ないのが理由であれば断念せざるを得ない。でも、当局がお示しになった道路の高低差、これは的外れではないかと思ます。

【事務局】

勾配が急になることによって、直線ですと当然勾配がきつくなりますので、ヘアピンカーブを造っていつて、距離を稼いでいけばできないこともないと思ます。ただし、そうしますと土地の買収ということも出てきますし、道路線形上、建っている建物も除却してやらなければならないことになりまます。そういったことから困難だと考えております。

【星野委員】

直線だと距離が取れないとか、ヘアピンカーブにしないととか言っておられますが、ピンク（B-2 地区）の敷地まで含めて考えれば、そんな無理をせず

とも適正な勾配におさまるのではないかと申し上げているわけです。

【事務局】

ピンク（B-2地区）の中で曲線を造って道路の延長をとればということですが、カーブのアーチというものは道路構造令上、決まっております、それを考えますと、土地利用できる土地がなくなってしまいます。そういった意味からも、あまりよろしくないのではないかと考えております。委員がおっしゃっているのは、行き止まり道路がよろしくないとお話だったと思います。なぜかといえば、まず防災上の観点があるだろうということだったと思います。

【星野委員】

防災上の問題を忘れてはいませんが、この土地の利用価値を高める上でも大きな意味があります。

【事務局】

ただ、そこまでリスクを負って造るとなると、おそらく数億円かかかると思います。本市はなかなか財政状況が厳しいことから、その中で数億という支出というのは難しいと思います。また、費用対効果ということもありますが、市民の皆様の理解を得られるかということ、客観的に見ても難しいかなと思います。

【議長】

議論がかみ合っていないと思います。星野委員は、勾配は十分処理できるとおっしゃっている。ただ事務局は勾配が相当に急になってしまうという前提で議論しているのですよね。ただ私がみても勾配は急になってしまうと感ずるのですが、星野委員がおっしゃっている勾配は問題にならないというのは、もう少し具体的におっしゃっていただけますか。

ピンク（B-2地区）の平場から国道に向かってかなり上がって、そして国道は下がっている形になっていますね。斜面を掘割りみたいにすれば勾配なしでいけるということをおっしゃられているのでしょうか。

【星野委員】

そういうことです。

【議長】

掘割りをどこに造るかということもあるでしょうけど。

【事務局】

斜面を掘割りにするだけでは、おそらく勾配を解消するのは厳しいのではと思います。

【議長】

そんなことはないでしょう。

【事務局】

手前の民地ですとか、もしくはピンク（B-2地区）のところを造成しないと、そこだけで勾配を吸収するのは非常に厳しいと思っています。

【事務局】

緑色の部分、土地を買収する部分（国道134号沿道）がございしますが、ここから勾配をつけるとなると、距離は稼げると思います。ただし、どこの場所で勾配を解消するかと。国道の高さが-7m、想定ですけども造成後の高さが-18mですから、高低差が-11mの想定がされます。ピンク（B-2地区）の部分をもっと上げられれば、当然高低差は下がりますので有利になってくるのかなと思います。緑の部分（国道134号沿道）で勾配をとるのは難しいかなと。近隣の住宅地がございしますので、その高低差がとれるかどうかというのも判断の基礎になると思います。単純に11mの想定のを勾配10%以下となると当然それなりの距離が必要となってきますので、我々としては、ピンク（B-2地区）の中で処理するというのは厳しいかなと考えています。

【星野委員】

緑の部分（国道134号沿道）での土地買収は、道路敷（通路部分）だけでなく、法面が必要であれば当然その分も買収しなければならない。土地買収が困難ということならまだわかります。しかし、それと勾配とは別問題でしょう。

それから、審議会の中ではなく非公式の場で事務局に話したことですが、このB地区は左から右へ（南から北へ）段々と下がっていきますよね。一番右（北）が一番地盤面が低い上に面積も大きい。相当の人数がここに居るときに災害が発生したらどうなるか、避難をどうするか、その辺も配慮が必要でしょう。そのようなこともあわせ考えると、道路を地盤面まで下げるということは必ずしもなくてもいいのではないかな。場合によっては橋でもいいわけです。B地区全体の左と右を、ほぼ水平の道路、橋でつなぐ、その橋にB地区の建物が付くということも有りではないかな。その橋のレベルをこれからできる建築物の主要なフロア一面にしてもいい。そんなことが出来れば、天然の地盤を公園にすることも可能かもしれない。いろいろなアイデアとして出てくる可能性があると思

うのです。そこでどなたかコンサルタントを入れて検討してみてもどうでしょうか。

勾配のことから話が広がってしまいましたが、勾配は解決可能だし、人工地盤や橋なども考えればさらに問題なくなってくる。新しい可能性すら出てくると思います。

【議長】

少し整理したいと思います。たくさん今日はいろいろな問題がありますので順にやっていきたいと思います。

今の国道 134 号との接続の話は、にわかには買収の場所を決めたり、買収できるかどうか検討していく段階ではないので、将来そういうことを視野においた計画をピンク（B-1 地区）の中で考えておくと、いざとなったら繋ぐことができるような状況、不都合な状態で事業が終わっているということにならないことが重要だと思うのですよね。場合によっては細い通路のようなもので人が逃げるということだけでも、もしかしたら意味があるかもしれない。いろんな可能性があるのも、今の段階はそういうことを考慮したピンク（B-1 地区）の中の道路計画とすべきであるということですね。

【星野委員】

今回のまとめには私は承服できないということです。勾配が取れないからダメだと。そうではないと思うわけです。

【議長】

事務局としては、可能性が開けてきたら、繋ぐことが不都合にならないような計画として考慮するということがいいですね。

【星野委員】

前回審議会でもB地区と三浦海岸方面への国道 134 号を繋げないかと発言したところ笑い声がありました。議会の皆様方はじめ地元の方はいろいろなことがわかっていて、いまさらそんなこといっても無理だよと、そういう意味かなと思いました。しかし、私どものような外部からの委員は地元情報を得るには疎いわけで、知ったときにはもう遅いんだという事態にならないようにと希望します。とりわけ避難対策は、十分に早めに検討しておかないといけない問題ですよ。

【草間委員】

今回B地区が行き止まりになってしまうので、避難道路をとということで、星

野委員から道路の部分が出たのですが、B地区の下（北側）に市街化区域の農地がありますよね。また、鈴木水産の下（西側）に道路がありますよね。それを接続するというのは、しっかり拡幅した道路にすることによって、その市街化区域が生きると言うんですよね。現在、農道として、生産緑地としている部分もあるし、辺り一帯が市街化区域になっているので、農業者からも整備してほしいと要望も出ているので、それを整備することによって避難道路は確保できると思うのですが、そこら辺は将来的にどう考えていますか。

【事務局】

まだまだ先の話ですので、この場でお答えはできませんが、それは視野に入っています。当然、図面向かって上（西）側に市道もございますし、また右（北）側にもありますから、そういったところを接続するだけでなく、拡幅するなどできればいいのかなということは検討の中に入っております。

【草間委員】

当然、鈴木水産の下（西側）に国道134号から入っていけるので、それを拡幅するなど整備をすれば、市街化区域も生きるし、将来的に住宅等も可能性が出てくるので、ここに土地買収など多額の投資をして整備するのもひとつの案かもしれないけども、逆に既存の市道を拡幅して整備することによって、通り抜けができるような形も取れると思うので、それも視野に。

【議長】

今の副会長のご意見は、いきなり国道134号にこだわることなく、とにかく外の道路と繋がるということも視野に入れたらいいんじゃないかということですね。

【事務局】

さきほど星野委員が言われていた防災上の観点も含めてですね、連続性もございますし、地区からどの場所に、短時間で逃げられればいいのかということも一緒に考えなければいけませんので、ひとつにこだわらずにいろんな手法で対策を考えたいと思います。

【星野委員】

それはそれでよろしいと思いますが、もうひとつ。行き止まりの道じゃなくすることが、この地区の将来の価値を高めるという可能性についてもご検討いただきたい。

【小林委員】

関連してですけど、やはり地元の意見としては通り抜けられる道をとという意見がかなりあるのですよ。なぜかという、やっぱり土日になると、ここの引橋交差点が詰まっちゃうので、そうすると中を通して国道134号に出たいという意見があります。今、ここ（国道134号沿道の一部）が更地になっているのですよ。ここ（地区西側住宅地から国道134号）まで大体110mくらい、10%で高低差11mは、直線で取れますね。こっち（地区の中）を橋にするのか道路にするのかわかりませんが、こっち（国道134号沿道）を空堀りにすれば、直線で10分の1とれるのかなど。そうするとここ（B地区）の土地利用が、はっきりしないとなかなか難しいんですけど、今ちょうどここ（国道134号沿道の一部）が更地になっています。それほど幅がないんですけど、ただベシアとの関係もあるのですが、ここ（A地区）に道路を造ると抜けられる。まあ、交差点から近いという問題もありますけれど、信号をつけなくても左折OUTで抜けることはできますので、これの道もひとつ考えられる、ベシアとの関係もありますけど。どうですか。

【事務局】

まず通り抜けをして、三浦海岸方面に国道134号へ抜ける場所と交通量、これを交通管理者であります警察との協議をする必要が出てきます。それに、地元の方だけが抜けられる道という限定することものはなかなかできません。どうしてもバイパスとして使われる、国道の三崎口側からきた車が引橋交差点を抜けずにバイパスの機能となる道になろうかと思えます。その辺の課題も、交通量も含めた交通管理を考えていかなければいけないと思えますし、やはりメインとなる道路を造るということと、全体的にB-2地区のほうにどういうふうに入るかということもありますので、どこまで高低差をつめられるかということも含めてこれから計画していかなければならないと思えます。何箇所か候補地はあろうかと思えますが、どこでもいいわけではありませぬので、土地利用の形態ですとか、取得の可能性ですとか、そういったこともございますので、全体含めて計画をしていかなければいけないかなと考えております。

【議長】

この件はいいですね。要するに周辺との関係を閉じたものとしなくて繋がる可能性を常に意識して、今の段階を考えるということによろしいですね。

じゃあ、ほかの問題であればどうぞ。

【中島委員】

似ている問題ではありますが、今の段階ではAとかB-1はこういうものか

など思っているのですが、B-2のことを考えるときに、今の話もそうなんですけど、地区計画をこの赤い線の中だけで考えるのではなくて、もう少し広い範囲で地区計画の意味を、意味というか役割を考えなければいけないんじゃないかなと思っただけで、自動車の話は今の話なんですけど、もともと小網代との関係とか、三浦スポーツ公園とか、この裏のほうにある市街化調整区域にいろんな寺院があるとか、まあいろいろありますよね。ここに市民の方がこられて何かやるって時に、ここから場合によっては歩くような形で結ばれるネットワークみたいな可能性が実はあるんだとか、そういった可能性を広く検証した上でB-2のあり方とか、ここでの緑地の残し方だとかが決まってくると思うので、そういった検討がされているのかわからないんですけど、そういうふうにしてほしいと思います。そうじゃないと、ここが独立していて、三浦スポーツ公園との間をただ車で移動するだけになってしまって、実際にはそういうのも多いんですけど、もうちょっと有機的に繋がっていくと、小網代のほうもただ単に近くにあるじゃなくて、小網代のほうの入口をこれと連動するのがいいのかとか、総合的な少し広がりのある計画の視野と実際の計画作りをやっていかないと、B-2地区がいいものにはならない気がするので、そのことをお考えになってほしい。その中で、この地区については、現地見学でも言いましたが、既存の緑地がどういうもので、どのような意味があるのかとか、なにも既存だからといって全部残す必要はなくて、どういう植生で、オリジナルなものなのか、そうでないのかとか、やっぱり地形そのものも、現状の地形がどういう履歴であるような地形になっていて、そこにはどういう意味があるのか、かつて競馬場だったって話もありましたけども、そういうものの遺構って部分もあるかもしれないし、そういうのはこの後のB-2のコンセプトを考えるときの重要な話というか、ただ単に更地で、新しい公民館が建つという話ではなくて、このまちの、土地の履歴を生かして物語のある場所にしたほうがいいと思うのですよね。そうしないと市民の核にならない気がする。そういう調査をぜひやって、そこに先ほどからあるデザインを監修する人というのも、実はそういうコンセプトがしっかりしていないとデザインの監修もできないので、そういうことをこの後ちゃんとやっていただくと、B-2の地区計画が追加されるころにはいいものになるんじゃないかなと思います。今のこれ自体はこんなものかなと思っただけです。

【議長】

大変重要な指摘だと思うのですが、前回のデザイン監修というのはそういうことも考慮してという感じの業務だと思うので、その辺どう考えているか。先ほどの説明だとB-2をやるときに検討しますと書いていたけど遅いんだよね。今やらなきゃダメですよ。

【事務局】

委員ご指摘のとおり、ここは核となる土地利用になると思いますから、そういったものを起爆剤といたしまして、ここは小網代もございませし、みどりのネットワークですとか、回遊性なども考えながらやっていかなければいけないと思っています。今後、都市計画マスタープランの見直しもございませから、そういったものを盛り込んでやっていきたいなと考えております。

【議長】

タイミングとしてはいつごろですか。

今年の前半にはそういった作業あるということですか。

【事務局】

本審議会の場ですな、一緒に検討していただければと思っております。

【中島委員】

ぜひお願いします。

【議長】

そのやり方について、少し具体的に目処がたったときにご説明いただくということをお願いします。

【大沢委員】

資料2に図面があつて、一号施設の道路と地区施設の道路でT字がありますが、隅切りがないのですが、隅切りなしということによろしいのでしょうか。幅員12mと地区施設の方は幅員7mであるのですが。

【事務局】

交通量が限られたものでございませし、実は管理上の話になってしまひませが、地区施設の道路は公道としないことを考えていませ。巻き込み形式ではなく切り下げ形式にすることを考えていませ。したがつて、隅切りは設置しない方向で検討していませ。

【大沢委員】

ここをどういふ車両が通るかによりますが。

【事務局】

小型車です。

【大沢委員】

駐車場のアクセスで使うのでしょうか。

【事務局】

公共駐車場とベイシア駐車場です。

【大沢委員】

本当に隅切りが必要ないかどうか検証したほうがいいのではないかと思います。ベイシア駐車場では結構な交通量が発生するのではないかと思いますし、幅員構成や歩道との関係がわからないので、実際の隅切りの有り無しは判断できないのですが、せっかく新しく作るのに隅切りくらいは、たいした量でもないの置いておいたほうが。幅員構成によって変わりますので、ご確認いただければと思います。

それから資料3の2ページのところでですね、区域の7整備・開発及び保全に関する方針の公共施設等の整備の方針の(3)のところに、見解の違いかもしれないのですが、「広場や駐車場等のオープンスペース」とありますが、駐車場がオープンスペースでいいのかどうか。「広場等のオープンスペースや駐車場」のほうがよろしいのではないのでしょうか。駐車場が将来的になにかイベント時のオープンスペースとかですね、そういったご活用なさるのであればいいと思うのですが、基本的には駐車場は車が入っていますので、ここをはたしてオープンスペースとっていいのかどうか。昨今、駐車場は一時駐車させずにそこでいろんなイベントをやって楽しむってことも出てきてますので、そういったことを想定するのであればこの表現でいいと思うのですが、そうじゃなくってなにか小網代の森とか常に使われている駐車場と理解してますもので、そうすると駐車場をオープンスペースとっていいのか、国語の話で恐縮ですが、「広場等のオープンスペースや駐車場」のほうが主旨とあっているのかなと、それか施設の配置と的確にあっているのかなと。将来駐車場を緑地に転換するという想定があるのであれば、これは別の話ですけども。

【事務局】

事務局のほうで預からせていただいて、検討させていただきます。もし修正ということであれば、各委員さんのほうに修正後のものを送らせていただくようにしたいと思います。

【議長】

ほかにも修正意見があるでしょうから、あわせてそのようにしてください。
ほかにかがでしょうか。

【草間委員】

緑の部分（B-1地区）の左からの新しく道路を建設して、ベイシアと繋げる部分なんですけど、小網代の森の駐車場のほうに入れる部分があると思うんですけど、幅員とか、そういった部分についてはどのような検討をしているのでしょうか。地区計画の段階では、まだ道路予定地ですよという部分なのか、次の審議会までにはある程度道路の形状が見えてくるのか、その辺どうでしょうか。

【事務局】

今考えておりますのが、地区施設7mの道路ですけれども、車道3m・3m、片側歩道1mで考えております。

【草間委員】

赤い部分（地区施設道路）も同じ？

【事務局】

赤い部分（地区施設道路）です。こちら幅員7mの道路なんですけども、片側1車線で3m・3mで1mの片側歩道です。

【草間委員】

高低差というのはどのくらいなんですか。

【事務局】

高低差はこの距離で1mから2mくらいだと思います。

国道と交差する場所では、坂道で交差というのは難しいですので、なるべく平らな部分で国道との交差点となってきます。そうなりますと、勾配が始まるのが少し国道から離れた場所となりますので、そういったことを考えると今のような高低差になろうかと思います。今の時点では、こちらの造成のこともありますけども、ベイシアさんの造成の高さも最終決定してからになりますけども、概ねそのくらいの高低差になると思います。

【草間委員】

歩道が1mというのは狭いような気がしますけども。

【事務局】

歩道なのですけども、ここのスペースとここのスペース(地区施設道路両脇)がございまして、建物が建つ考えではないので、したがってこれらの土地を使って歩道の形状とするですとか、もしくは歩行者動線をつくるというふうを考えておりました。

失礼いたしました。訂正させていただきますと、7mの道路ですけど、3m・3mの車道で路肩0.5mですので、合計7mです。歩行者につきましては、オープンスペースを使いまして、車道と完全に分離するという形になると考えております。

【草間委員】

どういう形になるか、もう少しはっきりしないと良く見えてこないと思いますので、よろしくをお願いします。

【中島委員】

検討中の図面というのはここでは見せていただけないのですか。あるいはベイシアさんの現状の配置計画とか。

【事務局】

まだラフスケッチの状態ですので、おそらく次回の都計審で出せるように頑張らせていただきたいと。

【中島委員】

この線だけを議論しても、意味がないというか。それがあってはじめて意味ある線だから。それがもし変わり得るのだけれども、一応共有して議論したほうがいいと思うのだけれども。

【議長】

いつも言うのだけれども、これが据わる参考図が欲しいのですよね。

【藤田委員】

関連なのですけど、ちょうどへこんでいるところがバスベイですよね。そのバスベイからオープンスペースにするんですけど、車の駐車場へはどのような形で入るのですか。

【事務局】

今考えているのは、この地区施設の道路からアプローチする形になるのかなと思います。一方で、たとえばバスから降りた方はこういった動線（A地区接道部分から）で施設に入っていくか、（施設から）小網代の森へ行くのであればこういうふうに（新設交差点を通過して）いくのかなというふうに思います。

【藤田委員】

駐車場の車は幅員 12mの中から行くわけじゃないでしょ。7mのほうから入るってこと？

【事務局】

7mのところから入ります。もしくは7mのところから入って、出るのが12mとか。そこら辺はまだ。

【藤田委員】

幅員 12mの道路も勾配が、高低差がありますよね。130mありますので勾配で下げて、次のB-2地区に将来繋げていくのだと思うのですが、そこは擁壁でやるのか、いずれにしても高低差があるから、歩道がそちら側で歩けるのかどうか、その辺も含めて計画図があればいいと思うのですけど。

【事務局】

造成計画がまだ詳細設計ができていない状態なのですが、たとえばある程度イメージが出来上がりましたならば、この場で提示させていただければと思います。

【藤田委員】

わかりました。

さっきの関連なのですが、国道 134 号線に繋ぐ道なんですけど、いま空き地があるんですけど、買われる方が決まっています、そこ（国道 134 号沿道の一部）を土地買収するというのはかなり難しいのかなと。今の段階ではですよ。その辺も含めて考えていると思うのですが、その辺も理由はしっかりしといたほうがいいのかと思いますね。買われる方が明確になっていますので。先ほどの重要なので、何通りかの、1974 号とか、その周辺の市街地農地とか、その辺も含めて、先ほど星野委員が言われたようなことも含めて情報を提供していただければと思います。

【事務局】

わかりました。

【議長】

それでは、ほかに何かありますか。

【出口委員】

出入口の件ですけど、あそこ（新設交差点）は信号がありますよね。小網代の森のほうからの制限だとか、その辺は決まっていますか。

【事務局】

交通処理上の観点から、（三浦海岸側は）右折 IN 右折 OUT を切りまして、左折 IN 左折 OUT で考えております。一方、ここ（新設交差点）は少し改良するので、（地区内からは）制限なくフルサービスで考えております。

逆側（小網代の森側）も拡幅をするように考えております。交差点の結節点も今のままとなるのではなく、広げたもので計画しております。制限もございません。

【出口委員】

わかりました。

【議長】

ほかにはありませんか。

予定では、秋の都計審の前、中間にもう一回、夏頃に手続きの進行状況の説明があって、秋には決定するということですね。

私から2・3点、重なることもあります但し申し上げたい。

1点目は先ほど中島委員からありましたが、ここの計画の基本的な考え方がたいなもの、ちゃんと背景をもって据えるということは非常に重要なんだけど、それがなんとなく後回しになっていて、やれるところから手をつけていくといった形になっていると思うのですね。むしろ先延ばししているんだけど、今年度中に確実にその作業をやっていただくということをお願いしたいと思います。さきほどマスタープランの作業があるので、それと抱き合わせで検討したいというご返事がありましたから、ある程度はできるのではないかと思います。あわせて最終的なデザインのなところも、しかるべき人、これはプロにやらしてもらわなきゃダメなんですよ。公務員でも優秀な方がいるけど、やっぱりプロにそういう役割をもってもらうことを考えてもらいたい。

2点目は、道路の計画が今回部分的ですけど具体的に出ていますが、これも

実際に施設配置になってくると、これでは具合悪いなということが出てくる可能性があると思うのですよね。だから、いったん決めたからもう変更できないということではなくて、硬く考えないで今後の施設計画との関係で、明らかに改善する必要がある場合が出てきたら弾力的に考えていくという、そういう考えで行っていただく必要があると思います。

3点目は非常にテクニカルなんだけども、文章で2・3点気になるところがありました。ひとつは、4ページの表、A地区とB-1地区とでかなり差をつけています。これを読むと、差をつけられた部分はA地区には有り得るというメッセージになるんですよね。本当に有り得るなら意味があるんですけど、そうじゃなくて制限上の落差を単につけるという程度のことであれば、むしろAとB-1をそんなに差をつけずに、明らかにこれはB-1のほうは抑えなきゃいけないというものがあったり、あるいはAのほうでどうしてもこれは許容しなきゃいけないという、はっきりしているものを視野に入れて制限をかけたほうが良いと思います。

それから、さきほど大沢委員から駐車場の位置の話がありましたが、その辺のところで、その上の(2)ですね、「既存自然緑地の一部を維持する」というのが最後に付け足しの様に書いてあるんです。現場に行くと、中島委員が言われたように、どれほどの植生の意味があるのか、これまでの歴史的な背景があるかということも関係ありますけれど、むしろ極力既存の植生は残すべきと感じます。付け足しのような形ではなく、シッカリ残す方向を出すべきだと思います。とはいえ、どうしてもダメな部分もあるかもしれないから、「やむを得ない場合を除き、可能な限り残す」というような感じにしてもらいたい。

それからもう1点、その上の欄の土地利用に関する方針の(2) B地区のイ B-2地区の2行目に「土地の高度利用を図る」と書いてあるんですけど、なんでもかんでも高度利用とってしまうのだけれども、どうもここは「高度利用」という言葉はなじまないと思います。せいぜい「有効利用」じゃないでしょうか。これは意見ですけど。

以上、具体的な修分をご検討いただきたいと思います。

【事務局】

今後、条例縦覧の前にもう一度私どものほうでご意見踏まえまして、修分させていただきます、内容を各委員の皆様の方へ送らせていただきます。

【議長】

それではこの件は以上といたします。

報告事項2「三浦市都市計画マスタープランの見直しについて」、報告をお願いします。

一 報告事項一

報告事項 2 三浦市都市計画マスタープランの見直しについて

- ・資料に基づき、事務局より次の説明を行いました。

【事務局】

それでは、報告事項 2 「三浦市都市計画マスタープランの見直しについて」ご説明いたします。スクリーンをご覧ください。

前回開催いたしました平成 28 年度第 3 回の本審議会におきまして、都市計画マスタープラン実現に向けた取組の進展、上位計画の見直しがあったことを踏まえ、現行の都市計画マスタープランの見直しに取り組むこととした旨をご説明させていただきました。

加えて、上位計画に即すため、目標年次である平成 37 年は変えず、策定後の変化を踏まえた見直しとして取り組むこと、また、検討につきましては、本審議会を活用させていただくことについても、ご説明させていただきました。

そこで、本日は現行の都市計画マスタープランの概要と見直しの進め方についてご説明させていただきます。

まず、現行の都市計画マスタープランですが、「本市のセールスポイントを活かす」、「より実効性をもつ」、そして、「人口減少に対応できる」マスタープランとするという 3 つの「基本的な考え方」に基づき、平成 21 年 3 月に策定しております。

「本市のセールスポイントを活かしたマスタープラン」とは、本市のセールスポイントである「豊かな緑と海に囲まれ、温暖で景観に優れながらも、首都圏や羽田空港に鉄道で直結した交通至便な立地条件」を活かすことができるようにすること。また、「より実効性をもったマスタープラン」とは、時間軸や即効性を考慮し、より早期に効果を発揮できるようにすること。さらに、「人口減少に対応できるマスタープラン」とは、人口の減少傾向を見据え、定住人口・交流人口の増加策を提示できるようにすることです。

この「基本的な考え方」に基づき、「現況と課題」、「都市づくりの目標」、「都市づくりの方針」及び「実現に向けた取組み」の 4 つの章で構成しております。

第 1 章の「現況と課題」では、三浦半島の先端に位置する本市の地理的条件や、人口の推移などについての「現況と課題」を示しております。

第 2 章の「都市づくりの目標」では、「基本理念」、「将来都市構造」及び「土地利用等の目標」を示しております。

「基本理念」につきましては、「豊かな緑と海、優れた景観、穏やかな気候を有し、それを活用した農業や漁業を継承し、賑わいを感じながら、暮らし、

働き、楽しめるまちづくり」と定め、将来都市像を、この基本理念に基づき、「豊かな自然環境を活かし共生するまち みうら」と決めました。

基本理念の実現に向け、三浦ならではの自然環境や景観の保全を基調としつつ、今もっているこれらの資産を再評価して、さらに磨きをかけながら活かす、また、定住人口及び交流人口の増加を図るために、自然環境と共生する魅力的な居住地や観光資源を充実させ、活用しながら、「活性化を目指すゾーン」を設定して、活力あるまちづくりを実現していくこととしています。

この「活性化を目指すゾーン」などを設定しておりますのが、「将来都市構造」でございます。

「将来都市構造」では、中心的な市街地周辺において、定住人口及び交流人口の増加を図る「地域活性化ゾーン」、豊かな自然環境と共生しながら、主に交流人口の増加を図る「交流活性化ゾーン」、本市総合計画に位置づけられている「中心核」と、これらを結び、市外及び市内の連携を強化する本市の骨格的な交通軸である「都市軸」を設定したところでございます。

この「基本理念」、「将来都市構造」の下に、「土地利用等の目標」を設定し、さらに、第3章「都市づくりの方針」において、「土地利用等の方針」を設定してございます。

はじめに、「土地利用の方針」では、計画的な市街地整備の促進を目指し、用途地域の見直し、高度地区の決定、地区計画の活用、市街化区域への編入などに取り組むこと、また、三浦ならではの自然環境を保全するため、風致地区の見直し、生産緑地地区・近郊緑地保全区域・自然環境保全区域の指定の継続などに取り組むことの方針を示してございまして、高度地区の決定や小網代近郊緑地特別保全地区の指定、風致地区の見直しを行ってまいりました。

次に、「都市基盤の方針」では、将来都市構造で位置づけた「都市軸」に係る道路整備、都市計画道路の見直しや鉄道延伸、駅前広場の交通の安全・円滑化、バス交通の利便性向上などに取り組むこと、また、都市公園、下水道、汚物処理場及び追加明示いたしました市場などの整備、活用に向けて取り組むことの方針を示してございまして、これまでに、都市計画道路の見直しや、都市計画市場の決定を行ってまいりました。

最後に「都市環境等の方針」では、三浦市が有している豊かな自然環境や風景の保全と、それらを活かした三浦らしい景観形成及び居住環境形成、今後の大規模地震等の災害発生に備えた防災機能の強化、「活性化ゾーン」を中心とした産業・交流の活性化の取り組み方針を示してございまして、これまでに、景観計画の策定や景観条例の制定を行ってまいりました。

第3章「都市づくりの方針」には、そのほかに、「都市づくりの目標」で位置づけた「活性化ゾーン」のうち早期に再整備を図るべきと考える地区を「重点地区」として位置づけ、次章、第4章の「実現に向けた取組み」において、

早期に検討等を行うべき項目を位置づけてございます。

「重点地区」は、三浦海岸駅周辺地区、三崎口駅・三戸・引橋周辺地区、油壺周辺地区及び三崎下町・二町谷・城ヶ島周辺地区の4地区でございます。

各地区の位置づけ方針といたしましては、三浦海岸駅周辺地区は、駅周辺の利便性の向上による定住人口の増加及び駅前広場や交流施設等の再整備による交流人口の増加を、三崎口駅・三戸・引橋周辺地区は、駅周辺における未利用地の活用や、適正かつ新たな土地利用誘導策を進めることによる定住人口の増加及び駅前広場の再整備や商業・サービス・交流施設等の拡充による交流人口の増加を、油壺周辺地区は、この地区特有の豊かな自然環境や景観等を活かした交流人口の増加を、最後に、三崎下町・二町谷・城ヶ島周辺地区は、三崎下町の密集市街地の改善等による定住人口の増加、商業や観光資源の集積・活用による交流人口の増加及び二町谷地区の産業立地促進を位置づけ方針としてございます。

最後に、第4章「実現に向けた取組み」では、「重点地区」以外に、「重点テーマ」として、「土地利用の見直し」、「下水道計画の見直し」及び「景観計画の推進」を位置づけてございまして、先ほども申し上げましたが、高度地区の決定等を行ってきたところでございます。

現行の都市計画マスタープランの概要の説明は以上でございます。

次に、見直しの進め方についてご説明させていただきます。見直しの進め方につきましては、前回の本審議会でのご意見を踏まえて検討いたしました。

前回の本審議会において、見直しに併せて、重点的に検討する議論のエネルギーを集中するテーマ設定が必要ではないかというご意見をいただき、そのテーマの題材となるご意見を、委員の皆様からいただきました。

いただいたご意見を簡潔に申し上げますと、防災の観点として、密集市街地の改善、海上の利用、観光客に対する対策、交通の観点として、高齢者対策、自動運転化への対応、大規模事業への対応として、京急の事業凍結や、三崎漁港の高度衛生管理化、三高跡地、三中跡地、入江の活用について、どうマスタープランに盛り込んでいくか、また、将来像として、「三浦ならではの明るい将来像を打ち出していければ」、というご意見の一方で、「厳しい将来を見据えた対応が必要ではないか」といったご意見をいただきました。

このことを踏まえ、見直しの進め方を、現行の都市計画マスタープランの検証、いわゆるPDCAサイクルを回すことをしつつ、ご意見をいただきました重点的に検討する議論のエネルギーを集中するテーマの設定・検討を同時並行で進めていくことを考えています。

まず、現行の都市計画マスタープランの検証ですが、統計資料や都市計画基礎調査の結果などにより現況を把握するとともに、上位計画や関連計画等との関係性、整合性を整理し、まず、現行の都市計画マスタープランの「基本的な

考え方」の検証をしたいと考えております。

次に、「基本的な考え方」に基づき、「基本理念」、「将来都市構造」、マスタープランの「構成」の検証をしたいと考えております。

その後、土地利用、都市基盤、都市環境等に分けて記載している「都市づくりの目標」、「都市づくりの方針」の検証をしたいと考えております。

次に、重点的に検討する、議論のエネルギーを集中するテーマの検討についてですが、概況把握を行いつつ、テーマを設定し、PDCA と同時並行で、テーマの検討をしていきたいと考えております。

この検討結果は、「都市づくりの目標」、「都市づくりの方針」に反映させたいと考えております。

その後、「都市づくりの方針」において位置づけている「重点地区」及び「実現に向けた取組み」について、検証をしたいと考えております。

見直しの進め方についての説明は以上でございます。

次回の本審議会では、早速、概況把握とテーマの設定について検討していきたいと考えています。また、臨時委員につきましては、次回の議論から参画していただきたいと考えております。

報告事項2「三浦市都市計画マスタープランの見直しについて」の説明は以上でございます。

【議長】

はい。ただいまの説明について、質問をお願いします。

【中島委員】

回りの議論だと思っておりますが、「人口減少に対応できるマスタープランとする」というのが前回の内容で、その対応の内容なんですけど、今のマスタープランだと、これに対応できるように、人口の増加策を提示できるようにしてなっているんですけど、多分ここがひとつポイントなんじゃないかと思っております。前回の私の意見がうまく伝わってなかった気もするのですが、人口の増加策だけが対応ではないというか、それが相容れないのではないかとこのことを私は申し上げていて、やはり人口は減るものだと、人口は減少しても、充実したハッピーな暮らしができることが大事であるということを申し上げたので、そういう意味では、今のマスタープランでは、中味がどうなっているか、精査していないんですけど、増加策ではないんですけど、対応っていうのは。その中で、人口が減った中で考えなければいけないこと、都市施設をどうするかとか、縮小ですよ、空家みたいな問題も出てくるし、そういったものがメインになってくるのだけど、それだけではなくて、一方で、減っても楽しいという、何かそういうことをマスタープランとして考えなくてはならないんじゃない

いかと、そういうような話だったんで、次回そういうことを議論したいと思っているんですけども、特にこの人口減少に対するというのは、今後必須なんで、ここがすごく大事。前回の対応策とは違ってくるだろうということです。

【事務局】

人口減少は歯止めをかけたとしても、数十年はとまらないと国も言っている中で、では今後、三浦の都市計画として、今までは増加を目的としてやっているというスタンスだったのですが、そうはいつでも、減るものに対しての対応ができないのであれば、減ったときの対応をすべきだと私は考えております。例えばコンパクトシティプラスネットワークの考え方ですとか、立地適正化計画とか、そういったものがございますけれど、そういったものを活用しながら、例えば、今の中心核とかゾーンがありますが、そういったものをコンパクトシティとして見据えて、それからネットワークは幹線道路でして、そういったところの骨子を見直しの中でも入れていきたいなと思っております。

【議長】

他にご発言ございますか。

最後の検討の進め方の中で、次回、テーマについて少し議論するとありましたが、小委員会ですとか部会を作る計画はなかったでしたか。

【事務局】

例えば、本審議会の開催頻度も、年度で見ますとそんなに多くはございませんので、補完するという意味ではないのですが、まず、本審議会に提出するたたき台を作る必要があると私は考えています。

したがって、小委員会ですとか、そういったものを作ってですね、その中でたたきを作って、本審議会の中で検討していただくという構図を作るという構えで考えておりますので、次回の本審議会の中で私どもの考え方を示していきたいと思っております。

【議長】

この普通の開催頻度では間に合わないでしょうし、やっぱりその道のプロに相当濃密に議論していただかないとと思っておりますので、そういうやり方をしていただければと思います。

他にご発言ございますか。

【議長】

まあ、検証して材料が出てこないと、なかなか言いにくいところだと思うの

だけど、私、前回のマスタープランを作るときに関わったのですが、最後の4章が当面何をやるかってことを重点的に決めるというので、私はしつこく4章は是非作ろうということで作ってもらったのですが、その中で下水道の話だけが全く動かなかったのですが、動かなかった理由と今後の見通し、やや政治的な話もあるようですけど、言える範囲でいいので。

【事務局】

下水道は、予想以上の人口減少でございまして、事業としてなかなか成り立たない部分が出てきて、課題の動きが相当早いということで、ちょっとなかなか私たちの結論が追いつかなかったというのがございまして。

【議長】

話が違うよ。あれは全市街化区域をやるっていうのを、どう切れる検討をするっていうのが、4章の意味なのですよ。その後、さらに人口減少がはっきりしてきたので、そのことをやらなくちゃいけなかったわけですよ。それが、なぜできなかったのでしょうか。

【事務局】

切る範囲ですとか、切った後の対策ですとか、そういった検討ができなかったっていうことだと思います。

【議長】

財政的にはもっとも早くやらなければならない話なんですよ。あの当時、かなり行政の皆さんも緊迫感を持っていたと思うんですけどね、ちっともそのあと動かなかった。

他にご発言ございますか。

【星野委員】

マスタープランを定めてから数年経っているのだから、当然ながら進捗状況をチェックされるわけですよ。それで、想定どおりに進んでいる、想定を超えてここまで進んでいる、いやいや全然進んでいない、様々なレベルの課題があると思うのですが、それをクリアにし、さらになぜそうなったか市としての分析をしていただきたい。それがないと、この次の議論ができないと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

【事務局】

わかりました。

【大沢委員】

この進め方が、都市計画審議会の場の活用だけでいいのかどうか。いろんな生でぶつけ合いをしないといけない話ですとか、あるのかもしれない。言いづらい話も出てきてしまうかもしれない。場合によっては、この場はこの場、都計審は都計審で、性格を変えてやるという考え方もあるんじゃないかなと思います。

なるべく、みなさん色々夢のあることを描いたりとか、逆に言うと夢物語だけではなくて、大変失礼な言い方なのですが、このまま何もしなければ地獄絵図が待っているという話をしなければいけない。地獄絵図といたら怒られますが、相当厳しい状況も待ち受けているという話をするとき、なかなかこの場じゃない方が話しやすいのであれば、そういったことも検討していただければなと思っております。

【議長】

都計審の中に小委員会を設けるかどうかという話と、同じ都計審もここから先は審議会ではなく懇談会に切り替えますみたいなやり方もあるということですね。

【事務局】

それも含めてやり方を検討いたします。

【議長】

他にご発言ございますか。

それではこの件は以上といたします。

本日の審議内容は終了いたしましたので、進行を事務局へお返しいたします。

【事務局】

- ・ 引き続き事務局より、報告事項2「三浦市都市計画マスタープランの見直しについて」関係資料は事務局にて管理すること及び次回の審議会は夏頃の開催を予定している旨の事務連絡を行った後、閉会を宣言し、本審議会を終了しました。